

注). 申請・受取りには、本人(申請者及び代理人)確認ができる運転免許証等が必要です。

老朽危険空き家の解体費用に対する補助制度・申請の流れ

	岩国市 (建築住宅課)	申請者	工事業者
対象認定申請	認定調査日の調整 ↓ 認定調査(半日) ↓ 約2週間 対象認定回答	① 認定申請書類の準備 ☐ 現地位置図 ☐ 本人確認書類 ☐ 空き家の外観写真(2面以上) ☐ 所有者確認書類の準備(下記のいずれか) 固定資産税の納税通知書 固定資産税評価証明書(課税課) 登記事項証明書(全事項証明書)(法務局) 申請者が相続人の場合、所有者の死亡及び相続人である事が確認できる書類(戸籍謄本等) ☐ 建物平面図(確認申請書)※ある場合 ☐ 委任状(必要な場合)(様式第2号) 委任者の本人確認書類の写しを添付してください。 ☐ 補助対象老朽危険空き家認定申請書(様式第1号) ② 補助対象老朽危険空き家認定申請 認定調査には立会いが必要です。 ☐ 補助対象老朽危険空き家認定・不認定通知書 補助対象老朽危険空き家への認定後に、補助申請	
補助申請	審査 ↓ 約2週間 交付決定通知書	③ 補助申請書類の準備 ☐ 本人確認書類 ☐ 補助対象老朽危険空き家認定通知書の写し ☐ 解体工事業者の見積書(内訳明細付) ☐ 解体工事業者の許可証の写し ☐ 相手方登録申請書 ☐ 預金通帳のコピー ☐ 市税の完納証明書(収税課) ☐ 確約書(必要な場合)(様式第8号) ☐ 同意書(必要な場合)(様式第7号) ☐ 補助事業実施計画書(様式第6号) ☐ 補助金交付申請書(様式第5号) ④ 補助金交付申請 注記). 決定通知書の発行以後でなければ、契約・工事着手は出来ません。 (事前着手が行われた場合は補助金の交付はできません。)	
工事の着手・完了	審査 ↓ 約2週間 確定通知書	⑤ 工事業者の決定 ⑥ 工事完了確認 ⑦ 工事費の支払い ⑧ 申請書類の準備 ☐ 工事請負契約書または請書のコピー ☐ 本人確認書類 ☐ 請求書のコピー ☐ 領収書のコピー ☐ 産廃収集・運搬・処分業者の許可書のコピー ☐ マニフェスト伝票のコピー ☐ 工事写真(着手前・完了後) ☐ 補助事業実績報告書(様式第18号) ☐ 補助事業完了届出書(様式第17号) ⑨ 補助事業完了届出書・報告書の提出 確定通知書受理後に、補助金交付請求書を提出します。	解体工事契約 ↓ 解体工事着手 ☐ 着手前写真の撮影 ↓ 解体工事完了 ☐ 完了写真の撮影 ☐ 産廃各許可書 ☐ マニフェスト伝票
補助金請求	審査 ↓ 約2週間 補助金の振込み (相手方登録口座)	⑩ 補助金交付請求書(様式第20号) ⑪ 補助金交付請求書の提出 ☐ 本人確認書類	